

未熟児養育医療の申請について

【目 的】

養育医療とは、母子保健法第 20 条に基づき、養育のため医療機関に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、養育医療に要する費用を公費で負担する制度です。

※ただし、世帯の所得に応じた一部負担金があります。

【対象者】

①または②のいずれかに該当し、医師が入院を必要と認めた児（指定医療機関で治療されていること）。

①出生時体重 2,000 グラム以下のもの。

②生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの。

(1) 一般状態

- ・運動不安、けいれんがあるもの
- ・運動が異常に少ないもの

(2) 体温が摂氏 34 度以下のもの

(3) 呼吸器、循環器系

- ・強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
- ・呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか又は毎分 30 以下のもの
- ・出血傾向の強いもの

(4) 消化器系

- ・生後 24 時間以上排便のないもの
- ・生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの
- ・血性吐物、血性便のあるもの

(5) 黄疸

- ・生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

1. 新規申請

必 要 書 類		注 意 事 項
1	養育医療（新規・継続）給付申請書（様式第1号）	・保護者記載書類 ・保険種別区分・・・協会・船員・組合・共済等→「1 社保」にチェック ・「保険者名」は健康保険証の発行者（保険証に記載されています）
2	養育医療意見書（様式第2号）	・指定医療機関記載書類 ・主治医の署名、押印があるか
3	保証書（様式第3号）	・保証人は、 <u>長崎県内にお住まいのお仕事をされている方で、同所帯以外の方とする</u> ・保証人の記名は、本人自署によること
4	世帯調書（様式第4号）	・赤ちゃんが属する、同一世帯の構成人について記入 ※様式第4号の記載注意により記入してください
5	市町民税課税証明書（直近のもの）	・同一世帯で 18 歳以上の方全員分を提出してください
6	健康保険証の写し	・保険証がまだ出来ていない場合は、加入予定の保護者の保険証の写しを提出し、赤ちゃんの分については、出来次第、速やかに提出してください
7	同意書（未熟児養育用）	・認定が下りた場合に、申請された医療機関へ給付認定内容を通知することに同意を得るもの

2. 医療の給付の範囲

保険診療の適用の範囲内の治療。保険適用外の部分（おむつ代等）は給付対象ではありませんので、ご注意ください。

3. 申請内容の変更があるとき

養育医療適応期間中に、住所や健康保険証、または医療機関や治療内容の変更がある場合は届出が必要です。なお、やむをえない理由により転院される場合、転院日は両方の医療機関での認定が必要になるので、医療券の日付には注意してください。

4. 注意事項

- ・申請後、認定がおりましたら「養育医療券」が交付されますので、必要に応じて医療機関へ提出してください。
その後、町より納入通知書が届きますので、役場出納室で振り込んでください。
- ・納入された自己負担額により、福祉医療での還付が出来ます。このとき、振り込まれた際の領収書が必要になりますので、失くさないようご注意ください。（窓口は役場住民福祉課です）
- ・養育医療券の有効期限を過ぎてもなお、医療の継続が必要なときは、有効期限が切れる前に継続申請の手続きが必要です

※ その他、何かご不明な点等ございましたら、遠慮なく下記までご相談ください。

【申請・お問い合わせ先】

〒857-0312

北松浦郡佐々町市場免 23-1

佐々町多世代包括支援センター

TEL 0956-63-5800 / FAX 0956-41-1051

e-mail : tasedai@town.saza.lg.jp